

官製談合再発防止対策について

1 契約制度の見直し

次のアからオまでに掲げる官製談合防止策を講じ、より適正な契約制度を構築します。

ア 条件付一般競争入札の対象拡大

より公正な競争を確保するため、条件付一般競争入札の対象となる工事請負契約の設計金額を7億円以上から5,000万円以上に引き下げ、広く入札参加者を募ることができるよう条件付一般競争入札の対象を拡大します。

イ 予定価格の事前公表及び総合評価方式による入札の実施

予定価格等の秘密情報を不正に入手しようとする働き掛けを防止するため、設計金額500万円以上の工事請負契約については、予定価格を暫定的に入札執行前に公表するとともに、工事の品質等を確保するため、価格と品質を数値化した上で落札者を決定する総合評価方式による入札を実施します。

ウ 不正行為に対する厳罰化

次のとおり不正行為に対する厳罰化を図り、不正行為に対する抑止効果を高めます。

(ア) 「府中市業者指名停止基準」に、指名停止措置の適用事項に官製談合等の入札妨害に係る事項を定め、指名停止期間を最大36か月間とするなどの見直しを行います。

(イ) 契約条項において違約金の規定を明確化し、その額を契約金額の10分の1から10分の3に見直します。

エ 入札等監視委員会の設置

不正行為の防止や恒常的に契約制度の改善を図るため、入札及び契約の過程を第三者が意見具申する入札等監視委員会を設置します。

オ 不正な働き掛け等への対応手順の策定

不正行為に迅速かつ適切に対応するため、不正な働き掛け等への対応手順を定めます。

2 実施時期

- (1) ア及びイに掲げる対策 令和3年10月1日以降に公示する工事請負契約から
- (2) ウ及びオに掲げる対策 令和3年10月
- (3) エに掲げる対策 令和3年7月以降